

## バリアフリーなまちづくり実現に向けて

児玉 健 千田 哲哉 藤村 安則

超高齢社会となる21世紀、障害者等も含む誰もがいつでも望む所に移動でき、社会参加が可能なノーマライゼーション社会をかたちづくることが求められており、「バリアフリーなまちづくりへの支援」が社会資本整備の一翼を担う建設コンサルタントに科せられた役目であると認識している。

(社)建設コンサルタンツ協会では、交通バリアフリー法の内容をコンサルタントの視点から解説すると共に、調査の方法や視点等、関連すると考えられる事例を参考として取りまとめた「移動円滑化基本構想策定ガイドライン(案)」を平成14年度に作成、セミナーを開催し、広く啓発と普及に努めた。

本報告は、セミナー参加者のニーズ等を踏まえ実務における経験に基づいて、バリアフリーな移動空間を実際に形成するための設計の考え方や手法と市民ニーズを計画や事業に反映したまちづくりをするための市民参画のありかたについて提案するものである。

### 1、バリアフリー専門委員会の設置

これまで主として設計を中心としてきた建設コンサルタント企業において、各技術者がバリアフリーという視点から施設整備にかかわりはじめて未だ日が浅く、十分な知識を持たないまま「みようみまね」で対応し十分な施設整備効果が上がらないなど課題も耳にするようになっていた。このような点から、「移動円滑化基本構想」の検討過程における歩行空間ネットワーク設定の視点、地域特性把握のための調査項目など、基本的な計画立案手法や、施設整備における高齢者・障害者配慮の視点を広めることが喫緊の課題と考えた。

この対応策の議論から(社)建設コンサルタンツ協会内に「バリアフリー専門委員会」(以下「BF専門委員会」と称す)を設置することとした。

### 2、移動円滑化基本構想策定ガイドライン(案)の作成

#### (1) ガイドライン(案)作成の背景

BF専門委員会では、2002年7月に協会加盟515社にアンケートを配布し177社から回答を得た。同調査結果からバリアフリー関連業務への関心度は「大いに興味がある」(62.1%)、「ある程度興味がある」(32.8%)であり、参入したい業務項目は、設計、整備計画、現況調査、基本構想の順で要望が高くなっている(図1, 1)。

一方、業務実施の課題では「技術資料不足」「利益率の確保」が多く、個別技術の問題はもとより、業務の組み立てや運用が問題になっている(図1, 2)。すなわち、バリアフリー関連業務は、調査・計画・設計業務を中心とした従来の延長線上ではなく、より広い知識や経験を中心として、移動の保障という人権的課題には対応する必要がある。

#### (2) ガイドライン(案)の構成

上記の背景に基づき、本ガイドライン(案)は基本的な計画の考え方から説き起こし実践的な計画立案に向けた内容とした。具体的内容は、図-2に示すように第1編で交通バリアフリー法の概要と本ガイドライン(案)の位置付けを明確にし、さらに、第2編では計画全

般の基礎知識、第3編では計画に当たっての進め方と参考事例を示している。第4編では重点整備地区選定に必要となる調査方法と整備メニューを作成するための問題点抽出調査について述べている。

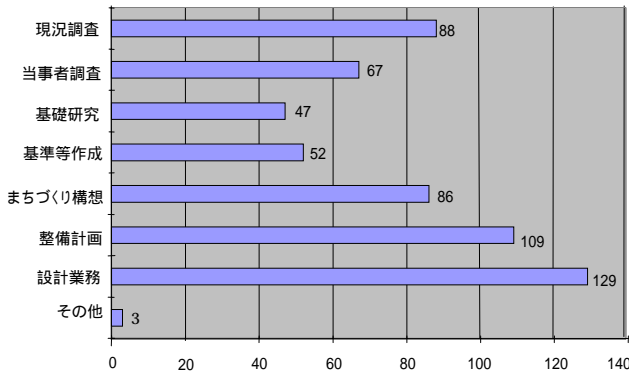


図 1.1 参入希望項目 (回答 177 社 (複数回答))

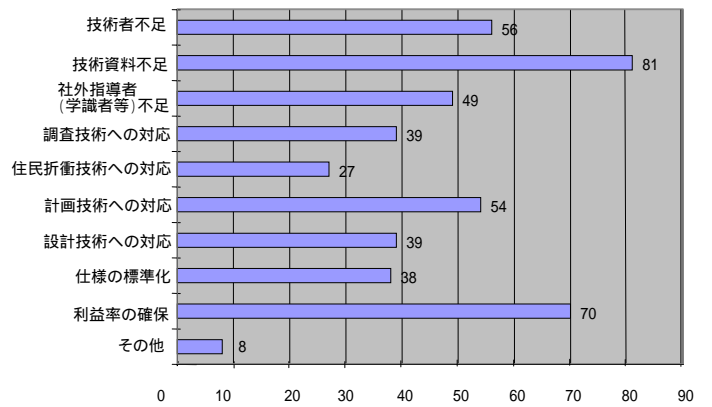


図 1.2 業務実施上の課題 (回答 177 社 (複数回答))

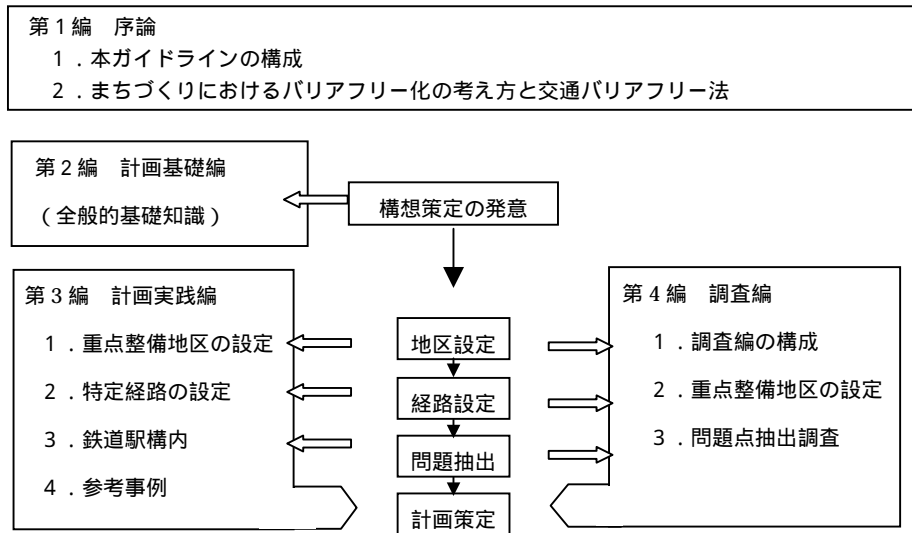


図 2 本ガイドライン(案)の構成

### (3) ガイドライン(案)の特徴

本ガイドライン(案)の特徴を列記すると以下ようになる。

ガイドライン(案)は発注側からのものではなく、コンサルタントが発信している。

実践の経験がある委員が疑問に思いながら携わってきた事柄、あるいは処理してきた工夫や内容を明快に解説している。

国土交通省の担当部署である消費者行政課ならびに地方道・環境課に事前説明を実施し賛同を得ている。

### (4) ガイドライン(案)作成から見た今後の課題と展望

このガイドライン(案)は、基本構想づくりには欠かせない内容となっていることと自負しているが、あくまでも基本構想作成までのガイドラインであり、事業化へ向けにはさらに大きな課題が待ち受けている。

すなわち事業化にあたっての整備水準設定(歩行空間設計のあり方)や、基本構想作成

時に参画した協議会やWGのメンバーの事業化に向けた役割分担等（活動の持続性）引き続き検討を進めるようセミナー参加者の中からも数多く求められていた。

BF専門委員会では、これらの要望を踏まえ引き続き検討を行うこととした。

### 3. 歩行空間設計のあり方編の作成

#### (1) 作成の背景

交通バリアフリー法に基づく基本構想は、法律施行約3年を経て平成16年1月末現在113の市町村が策定を終え、今後策定した構想や計画を実現するための具体化が進められる。このために、事業実施に向けて欠かすことのできない歩行空間設計のあり方について議論を行い、設計上必要な視点を整理する必要がある。

#### (2) 歩行空間設計のあり方編の構成

本編では、より多くの施設をシームレスに結びつけ利用しやすい歩行環境を形成するために、これまでの個別施設の空間設計手法では実現できない移動空間の実現方を示している。構成は空間形成の基本的な考え方を述べた後、技術基準や参考事例等を交えながら主に施設間の連携や個々の建築物、道路等の設計上の留意点をまとめている。

#### 【構成】

移動空間の形成に関わる基本的な考え方

歩行空間の設計方法

- ・空間の連携方法
- ・利用空間の構成（建築物、駅前広場、道路）
- ・様々な方策の利用
- 空間設計をとりまく課題
- ・設計資料の不足
- ・設計への市民意見の反映方法
- ・よりよい施工管理
- ・維持管理

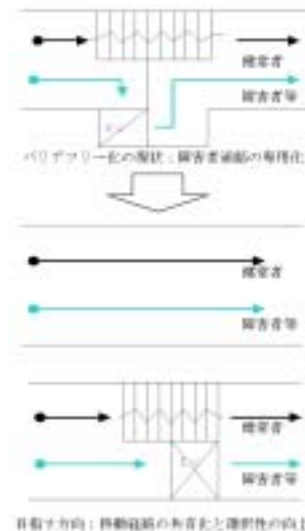


図 3 空間構成の基本的な考え方

#### (3) 本編の特徴

歩行空間の設計対象すべてについて言及を試みている。

移動円滑化方策を時系列的に整理し、設計時点に求められる要素を示している。

設計の際に直面する課題を挙げ、解決に向けた取り組み例や考え方を示している。

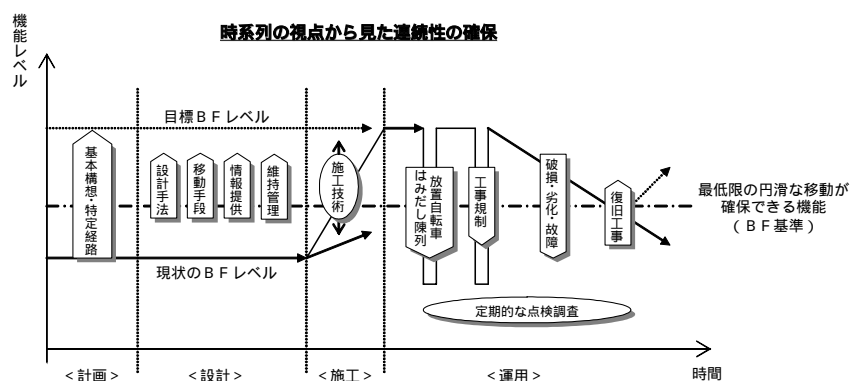


図 4 時系列的な整理

(4) 本編の利用にあたって

移動空間の連続性、共有化を確保するためには本書だけでは不十分な面もある。しかし、事業を進める関係者が基本的な考え方を共有することでかなりの改善が進むものと思われ、本編がその参考となることを期待している。

4. 市民参画型計画手法のあり方編の作成

(1) 作成の背景

高齢者・障害者等をはじめすべての人を対象とした「まちづくりへの支援」が社会資本整備の一翼を担う建設コンサルタントに科せられた役目であると認識している。しかし、社会資本や移動空間のバリアフリー化や高齢者・障害者の社会参加について十分な理解をもつ技術者が足りない現状にある。

このため、各種セミナーやBF専門委員会での問題意識等を踏まえ、BF専門委員会各委員の実務における経験に基づきバリアフリーな移動空間を実際に形成するために、市民ニーズを計画や事業に反映するための市民参画のあり方を整理する必要があった。

(2) 市民参画型計画手法のあり方編の構成

本編では、市民参画型の現状と今後の方向性について展望し、具体的に行われている事例を紹介している。

【構成】

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>交通バリアフリーにおける住民参加の現状とこれから</li> <li>・ 現状と動向</li> <li>・ 住民参加をうまく進めるポイント</li> <li>・ 交通バリアフリーから始まる今後の展開</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民参画型の基本構想・事業の事例</li> <li>・ 障害者と向き合った参加型現況調査</li> <li>・ 市民参画型ワークショップによる計画案の策定</li> <li>・ 当事者自らの提言のまとめ</li> <li>・ 計画案から事業実施へ</li> <li>・ 継続的な取り組み</li> </ul> |
|--|---|

(3) 本編の特徴

これまではややもすると表 1 の調査段階で終わり、という事例が多く報告されている。

本編ではその枠を越えて、各段階においても継続的に実施し、施設整備が終了したあとも評価できるような体制を維持するための必要性を訴えている。

表 1. フェーズごとの活動形態の整理

	調査段階	計画段階	事業実施段階	事後評価段階
バリアフリーまち歩き				
アンケート調査				
ワークショップ				
フォーラム				
社会実験				
広報・ニュースの発行				
委員会				